

氏名 (法人にあっては名称)	一般社団法人グリーンコープでんき
住所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

自社等発電所(*1) の有無	有		
電 気 事 業 の 概 要	発電事業及び電力小売事業を行っている。 発電事業は、現在、17カ所の発電所を運営している。定格出力は、4,389kWとなる。 自社発電所の電力は、現在、電力会社へ売電し、電力小売事業の電力としては使用できていない。 電力小売事業は、九州地方、中国地方、関西地方（兵庫と大阪、滋賀のみ）へ展開している。 電力の供給先は、一般社団法人の社員となっている17団体のみを対象にしている。 2024年度の電力小売事業の利用総件数は、5,082件、この内、広島市での利用は、106件となっている。（2024年3月末）		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の状況	年 度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023年度）	0.000（千t-CO ₂ ）	100.00（%）
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 の 実 施 状 況	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023年度）	0.000（kg-CO ₂ /kWh）	0.402（kg-CO ₂ /kWh）
	前年度実績（2023年度）	0.000（kg-CO ₂ /kWh）	0.402（kg-CO ₂ /kWh）
	（措置の実施状況） 弊社が供給する電力については、丸紅新電力及び自社PPA事業を通して、特定の発電所を電源として確保している。原子力発電所に由来しない電力、再生可能エネルギー、二酸化炭素排出係数の少ない電力の確保をすすめている。調整後排出係数が、0.402となっているのは、固定価格買取分（FIT）再生可能エネルギーが含まれるため。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標（2023年度）	381（千kWh）	100.00（%）
	前年度実績（2023年度）	397（千kWh）	100.00（%）
	（措置の実施状況） 丸紅新電力お詫びPPA事業を通して確保している電源は、すべて再生可能エネルギーとなっているため、導入率100%とした。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標（2023年度）	210（千kWh）	0.00（%）
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	前年度実績（2023年度）	3,663（千kWh）	0.00（%）
	（措置の実施状況） 2023年度も、非化石証書を購入しているが、広島市内への電力供給分として確保している訳ではないため、確保量は0とした。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	未検討		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	節電プログラムによる電力消費量抑制。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	再生可能エネルギーの推進と電力の供給。PPA事業の開始による新たな電力の供給。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。